

専用水道申請書等作成の手引き

1 一般的な注意事項

(1) この手引きは、水道法（以下「法」という。）第32条に基づく専用水道確認申請書の作成について定めるものである。

(2) 申請書の編纂・製本

- ① 装丁は、A4版2穴とすること。
- ② 各様式は、原則A4版の用紙を使用すること。
- ③ 両面コピー等により書類の軽減化を図ること。

(3) 編纂順序

- ① 申請書（届出書）本文
- ② 申請書目次
- ③ 事業計画の概要
- ④ 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- ⑤ 工事設計書
- ⑥ 図面及び地図
- ⑦ 水道台帳（別途添付）

2 記載上の留意事項

2-1 申請書本文

様式第1号により作成すること。

2-2 申請書目次

上記1の(3)編纂順序の③以下のものを記載し、必ずページ数を記入すること。

2-3 事業計画の概要

申請又は届出に係る事業計画の概要を簡潔に記載すること。変更に係る申請等の場合は、変更を必要とする理由について記載すること。

2-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(1) 既設水源

各水源ごとに過去5年程度の年度ごとの1日平均取水量と1日最大取水量を様式第1号の別添3により添付するとともに、河川法等に基づく水利使用許可や関係団体との協定等が必要なものにあつては、最新の許可書や協定書の写しが添付されていること。

浅層地下水及び深層地下水を水源としており、条例等による地下水採取規制のある場合には、条例等の写しが添付されていること。取水実績の最大値が計画取水量を大幅に下回る場合等、取水実績のみでは、取水の確実性を証

することが出来ないと判断される場合には、(2)に示す新設水源に準じたものであること。

他の水道から供給を受ける場合は、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

なお、水道法施行規則（以下「規則」という。）第7条の2第3号又は規則第51条の4第3号に該当する届出の場合は、流入する河川の状況が確認可能な平面図等、原水の水質が大きく変わるおそれがないことが確認できる資料を提出すること。

(2) 新設水源

ア 河川水等を水源とする場合

① 河川管理者の水利使用許可の必要なものにあつては、原則として、許可書の写しを添付すること。

なお、水利使用許可申請中のものについては、水利使用の許可権者に申請書が受理されたことを証する書類をもって、許可書に代えることが出来ること。

② ダムの建設等により開発される河川水を水源とする場合は、当該水源の基本計画・基本協定等公式に定められた書類をもって、取水の確実性を証するものとする事が出来るが、当該水道事業による給水開始がこれらの事業の完了に先行するものであつて暫定水利権が必要となるものについては、暫定水利使用の見通しが明らかにされていること。

③ 農業用水、工業用水の転用にあつては、当事者間の同意が得られているとともに、河川管理者及び関係行政機関との調整が図られていること。

④ 水利使用許可が不要なものにあつては、当該水源に係る関係者間の調整が図られているとともに、その取水量は、湧水期における水量測定の結果から、十分な安全性が見込まれていること。(湧水の場合も、これに準じる。)また、関係者間の調整が図られたことが確認できる協定書等が添付されていること。

イ 浅層地下水及び深層地下水を水源とする場合

① 計画取水量が、試験井等における揚水試験、群井試験等の結果、又は取水予定地点付近にあつて取水予定の滞水層と同一の滞水層を水源とする既設井の取水実績等に基づき、十分な安全性を見込んで決定されており、それらが確認できる資料が添付されていること。

なお、取水予定地点付近にあつて取水予定の滞水層と同一の滞水層を水源とする既設井が有る場合には群井試験を行うこと。

② 条例等による地下水取水規制のある場合は、条例等の写しが添付されていること。

なお、取水井の掘削については、地権者、地元と十分な調整が図られたものであること。

ウ その他

① 湧水、海水・かん水、天水等を水源とする場合は、取水の可能性についての調査結果が添付されていること。

② 他の水道から供給を受ける場合は、目標年次までの各年度毎の受水量が明らかにされており、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

(3) 予備水源の取扱い

① 予備水源は、認可水源の水量不足等の事態に対処しようとするものであり、その使用は、原則として、地震、渇水、水質事故等、事業計画上考慮し得ない事象の発生時にのみ一時的に行われるものであることから、予備水源の保有については認可の審査対象とは見なされない。

② 予備水源については、その運用計画及び本手引きに準じた書類を添付し、位置付けについて整理すること。

③ 常時交互運転等に使用する井戸等、恒常的に使用していると判断できる予備水源については予備水源とは取扱わないこと。

2-5 工事設計書

工事設計書には、下記に示す項目についての目次を作成し添付すること。

(1) 一日最大給水量及び一日平均給水量

(2) 水源の種別及び取水地点

水源の種別の区分は、①河川水（自流水）、②湖沼水（自流水）、③ダム水（放流水を含む）、④伏流水、⑤浅層地下水、⑥深層地下水、⑦湧水、⑧海水、かん水、天水等、⑨他の水道から供給を受ける水であり、取水地点は、地番、地先名等を具体的に記載するものとし、地下水にあっては、井戸深度と採取深度も明記するものとする。

なお、変更の場合は変更部分を明示すること。

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

ア 水源の水量の概算

目標年度までの年度ごとの一日最大取水量と水源ごとの計画取水量が記載されていること。計画取水量については「2-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を踏まえて適切に策定されたものであること。

イ 水質試験の結果

水質試験に関する添付書類は次のとおりとすること。

① 水質が最も低下していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験（消毒副生成物は省略可）及び必要に応じて行ったその他の項目の試験結果。

なお、本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

② クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源については、クリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

③ 河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、湧水の新設水源にあっては、少なくとも4半期ごとの水質試験結果及び必要に応じて行った水源水質の将来予

測結果。

(4) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造① 水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合は高水位及び低水位)、規模(容量、寸法等)及び構造(形状、材質、型式等)が記載されていること。

① 変更の場合は、変更部分を明示すること。

② 共同施設についても水道施設として記載されていること。

(5) 浄水方法

① 新設・変更の場合は、浄水方法を選定した理由を記載(必要に応じて他浄水方法との比較検討結果を添付)すること。

② 次の事項について計画上の水質を設定根拠(考え方)とともに示すこと。

・ 取水停止により対応する原水水質

・ 想定される取水停止頻度及び取水停止継続時間(取水停止対応が想定される場合)

・ 浄水水質の管理目標値

③ 浄水方法について、薬品注入量、滞留時間等、工程ごとに処理の主要諸元が記載されていること。

④ オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第7条の②第2号に掲げられていない施設を設置する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性、確実性、経済性、維持管理計画等が明らかにされていること。

(6) 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧が記載されていること。あわせて、少なくとも、給水区域内で最も最大静水圧が高くなる箇所と最も最小動水圧が低くなる箇所について記載されていること。

なお、最小動水圧が150キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が740キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。

さらに消火栓使用時においては、配水管内で最も最小動水圧が低くなる値及びその箇所についても記載されていること。

(7) 工事の着手及び完了の予定年月日

水道施設の工事の着手及び完了予定年月日が記載されていること。

なお、工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。

(8) 主要な水理計算及び構造計算

変更認可又は届出の場合は、新設、増設及び改造される水道施設並びに当該新設等により従前の計算の結果に変更を生じる水道施設に関するものとする。

ア 主要な水理計算

① 主要な配水系統の水位、水圧、水量等に関する計算が記載されているとともに、各施設の計画諸元がまとめられていること。

② 記載すべき水道施設は、取水堰、取水門、取水塔、取水管きょ、ダム、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備、管きょ(導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きょを含む。)とすること。

③ 配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口、水量を示す図及び表を添付

すること。

イ 主要な構造計算

- ① 水道施設の水压、土圧、地震力、その他の主要な荷重に対する強度、安定性等の計算が記載され、各施設の計画諸元がまとめられていること。
なお、計算にあたって、「水道施設耐震工法指針・解説」による基本方針を前段で明確にし、後の設計がその考え方に沿ったものであることを明記すること。
- ② 記載すべき水道施設は、ダム及び取水堰（水道専用の場合のみ）、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンクとすること。

2-6 図面及び地図

図面及び地図は次によること。

- ① 図面の目録を添付すること。
 - ② 国土交通省国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、図面実測図（航空写真による地形図を含む。）であること。
 - ③ 縮尺は本手引きにより指定したものを採用し、これにより難しい場合には、別に用いて差し支えない。
 - ④ 各図面には、図面番号、事業名、標題、縮尺等を記載すること。
 - ⑤ 変更認可及び届出の場合は、既設及び新設等の区分が明確となるよう記載すること。
- (1) 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域内における専用水道の状況、給水区域及び水道施設の位置を示す地図
- ① 行政区域、給水区域、行政区域内にある他の水道の位置、水源、導水・浄水・送水施設、配水池及び配水本管が1枚の地図に記入されていること。1枚に記載すると縮尺が小さくなりすぎる場合は複数枚として差し支えない。
 - ② 変更認可又は届出の場合は、給水区域、及び各施設の新旧の区分が明確となっていること。
 - ③ 水道施設には、主要な計画諸元が付記されていること。
 - ④ 給水区域等の色分けは、次によるものであること。

行政区域	・・・	茶色
既認可給水区域・給水対象	・・・	青色
新設・拡張区域	・・・	赤色
簡易水道の給水区域	・・・	緑色
専用水道の位置	・・・	黄色

既設施設	・・・	黒色
新設施設	・・・	赤色

(2) 水源の周辺の概況を明らかにする図面

汚水処理施設、廃棄物処理施設、畜産関係施設等、水源に影響を与えるおそれのある施設について、地図上で明記されていること。

また、湖沼においては、窒素及びりんによる富栄養化が問題になっている水源もあるので、必要に応じて生活排水等の流入状況についても明記してあること。

地図の縮尺は、1/1,000～1/10,000 であることが望ましい。

(3) 主要な水道施設（下記(4)に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

所要の図面は、主要構造物の主要な寸法、構造が判別できるものであること。ただし、主要構造物とは、上記 2-5(8)イの②に掲げるものとし、各図面の縮尺は次によるものであることが望ましい。

- ① 取水場、浄水場、配水池等の一般平面図 1/500～1/1,000
- ② 主要な水道施設の水位高低図 縦 1/100 又は 1/200 横任意
- ③ 主要水道施設の一般図 1/100～1/500
- ④ 主要水道施設の構造詳細図 1/10～1/100

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合には、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設の図面を添付すれば足りる。

(4) 導水管きょ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

- ① 平面図には、測点符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置が明示されていること。
- ② 縦断面図には、上記①にほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位が記載されていること。
- ③ 縮尺は、平面図 1/1,000～1/10,000、縦断面図 縦 1/200～1/400、横 1/1,000～1/5,000 であることが望ましい。

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合には、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設の図面を添付すれば足りる。

附則

この手引きは 平成 25年 4月 1日から施行する。
平成 27年 1月 1日改正